

道路自費工事申請および工事の施工等にあたっての留意事項

(一般事項)

- 1 この工事は、道路法第 24 条に基づくもので、道路管理者の承認を受けなければなりません。具体的には下記のような工事が対象となります。
 - (1) 歩道切り下げ・切り上げ工事
 - (2) 道路法面埋立工事
 - (3) 道路の盛土・切土工事
 - (4) 防護柵等の新設・撤去工事
 - (5) 側溝等の新設・改修工事
 - (6) カーブミラー・道路照明灯移設工事
 - (7) その他占用工事等以外で道路に関する工事
- 2 この工事は申請者の利便のための工事となりますので、費用は申請者の負担となります。
- 3 工事検査が完了し引き継ぎした後の道路敷地内の施設は、道路管理者の所有物となります。
- 4 申請者は承認内容および承認条件を遵守するとともに、変更の必要がある場合は、直ちに維持管理課（博多区・中央区・西区は管理調整課）と十分に打ち合わせてください。
- 5 申請から承認までの標準処理期間は、2～3週間となります。
- 6 承認内容、承認条件に違反した場合は、道路法第 71 条の規定に基づき、承認の取り消し、工事の中止等の監督処分を受けることがあります。

(工事計画)

- 1 施設の構造は、本市あるいは国土交通省の定める基準に適合しなければ、承認できません。事前に維持管理課（博多区・中央区・西区は管理調整課）と十分に打ち合わせてください。
- 2 申請者は計画にあたり、必要に応じて地域に工事内容を説明し、了解を得てください。また、必要に応じて申請図書作成前に隣接地所有者・水路管理者・水利管理者等の承諾を取ってください。
- 3 申請から承認までには日時を要します。工事を急ぐ場合は、早めに申請書を提出してください。
- 4 街路樹の移植等を必要とする場合は、別途（公財）福岡市緑のまちづくり協会の承認が必要となります。

(承認申請図書等)

- 1 申請書（様式第 1 号）1 部、承認書（様式第 3-1 号）1 部の提出が必要です。
- 2 自動車乗り入れ口は原則として、1 敷地につき 1 箇所となります。ただし、出入口を分離する必要がある施設等特別な事情がある場合は、維持管理課（博多区・中央区・西

区は管理調整課)まで別途ご相談ください。

- 3 計画平面図には、自動車乗り入れ口の位置、箇所数、幅の検討などのために必要ですので、民地内の建物や車庫等の施設の位置を必ず記入してください。
- 4 民地内の排水は、民地内で処理してください。
- 5 路面排水処理は、道路構造上、最も重要な事項です。新設の排水構造については、維持管理課(博多区・中央区・西区は管理調整課)と十分に打ち合わせてください。
- 6 橋梁・擁壁などの重要構造物を施工する場合は、強度計算書・安定計算書・応力計算書などが必要になります。
- 7 官民境界については、施工後に紛争が起こらないように図面に具体的な記入をしておいてください。盛土、切土などで原型がなくなる場合は、工事に無関係な線又は点(引照点)から計測(復元)ができるようにしてください。

(工事)

- 1 工事着手前に、所轄警察署の道路使用許可が必要となります。
- 2 承認前に、道路区域内を工事することはできません。また、民地側であってもその工事によって道路構造物に影響を与える場合は工事できません。
- 3 工事が原因で道路構造物を破損したり、第三者に損害を与えないように、十分な注意と安全対策を実施してください。
- 4 工事により発生するアスファルト殻、コンクリート殻や舗装切断作業の際に切断機械から発生するプレート冷却水と切削粉が混じりあった排水などの産業廃棄物の処理は、不法投棄や違法に処理することなく、廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)を遵守し、適正に処理してください。
- 5 土砂運搬等で道路面を汚さないようにしてください。また、汚したら直ちに清掃してください。
- 6 工事完了後に完了検査を行います。不良箇所があった場合は、手直ししていただきます。

(参考)

福岡市ホームページより入手できる「工事中の歩行者安全対策の手引き(H20.3)」もご活用下さい。

[福岡市HP>創業・産業・ビジネス>公共工事・技術情報>公共工事の技術情報>工事中の歩行者安全対策の手引き]